

障害者差別解消法に基づく対応要領及び対応指針に関する意見募集の結果
(意見概要と回答)

項番	意見概要	回答
【第二の1(2)】		
1	<p>(1) 四行目を以下とすること。 『・・・否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別案件ごとに』</p> <p>(2) 次の記述を追加する。 『理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。』</p> <p>(3) 次の記述を追加する 『なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものである。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないとすることは適切ではない。』</p>	<p>1(1)、(3)については、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。『正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに</u>』</p> <p>1(2)については、事業者の説明に納得できない場合については、第三「事業者における相談体制の整備」又は基本方針第5の2「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」を御参照願います。</p>
【第二の2(1)ウ】		
2	<p>(1) 障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段の例に「手話通訳・要約筆記等」を追記する。</p> <p>(2) 五行目の後に以下を追記する。 『障害者による意思の表明を可能にするために、事業者においてコミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を用意すること。』</p> <p>(3) 一・二行目の『提案するために』以降に以下を追記する。 『コミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者を含む）を用意する等により』</p> <p>(4) 十二行目の『建設的対話を働きかけるなど、』以降を『自主的に取り組むものとする。』に修文する。</p>	<p>2(1)(3)については、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であることについて、事業者に御理解いただき、適切に取り組んでいただけるよう、周知・啓発に取り組んでまいります。</p> <p>2(2)については、当該項目のなお書きに、意思の表明がない場合に関して記載しています。</p> <p>2(4)については、御主旨を踏まえ、以下の留意点を第一の4に加筆することにより対応します。 『4 留意点 対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれ</p>

		<p>に従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。</p> <p>事業者における障害者差別解消に向けた取組は、対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第12条の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。』</p>
【第二の2(1)オ】		
3	<p>二行目の『考慮した上で、』以降を以下のとおり修文する。</p> <p>『提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受け、法の趣旨を損なうことのないよう対応するものとする。』</p>	<p>2(4)同様、御主旨を踏まえ、留意点を第一の4に加筆することにより対応します。</p>
【第二の2(2)】		
4	<p>過重な負担についても、正当な理由と同じように拡大解釈されてしまう恐れがある。正当な理由と同様に過重な負担が、軽々しく認められるべきではない。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。『事業者において、<u>具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく</u>、個別の事案ごとに』</p>
【第三】		
5	<p>(1) 三行目に以下を追記する。</p> <p>『なお、相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れる。』</p> <p>2. 以下を追記する。</p> <p>『相談窓口は、合理的配慮の提供及び過重な負担につい</p>	<p>5(1)、(2)については、個々の事業者における相談体制の具体的な在り方、個別事案への具体的な対応に係る事項に係る事項と考えられるため、対応指針に盛り込むことはしませんが、</p>

	<p>ての説明等の債、障害者からの理解が得られない場合には、障害当事者団体に意見を求めたり相談する等、建設的な解決に努める。』</p> <p>(3) 四行目の『相談時』以降を以下のとおり修正し、五行目の『望ましい』を削除。</p> <p>『・・・相談時には、電話、FAX、電子メール、点字、拡大文字、ルビ付与、分かりやすい表現への置換え、手話、筆談など障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を可能な範囲で用意して対応する。』</p> <p>(4) 五行目を以下のとおり修正する。</p> <p>『・・・を用意するものとし、実際の相談事例については順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用するものとする。』</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>5(3)については、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。『<u>相談時には、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メール、また、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応することが望ましい。</u>』</p> <p>また、『望ましい』の部分については、2(4)同様、御主旨を踏まえ、留意点を第一の4に加筆することにより対応します。</p> <p>5(4)については、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。『<u>実際の相談事例については順次蓄積し、以降の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい。</u>』</p>
【第四】		
6	<p>次の記述を追記する。</p> <p>『職員に対し、必要な研修・啓発を行うことについて障害当事者と当事者家族、介助者、支援者、障害者団体、障害に理解のある社会福祉士や弁護士などとの連携協力を十分にはかるべきである。』</p>	<p>個々の事業者における研修・啓発の具体的な在り方に係る事項と考えられるため、対応指針に盛り込むことはしませんが、いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
【第五】		
7	<p>次の記述を追記する。</p> <p>(1) 『事業者においても、外務省の相談窓口について障害者及び関係者に分かりやすい形で周知すること。』</p> <p>(2) 『相談窓口においては、来省による面談、メール、ファクシミリ、電話など障害者にとり相談しやすい方法で行い、差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する。』</p>	<p>7(1)(2)については、当該相談窓口については、主務大臣に対する事業者からの対応指針に関する疑義解釈等の照会を主に想定しており、法に規定のない義務を対応指針で事業者に課することは困難ですが、外務省の相談窓口については、ホームページ等を活用して周知してまいります。</p>
【別紙】		
8	<p>(1) 合理的配慮の具体例に追加する。</p>	<p>対応指針本文にもありますが、別紙記</p>

<p>(物理的環境への配慮の具体例)</p> <p>『○館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。』</p> <p>(意思疎通の配慮の具体例)</p> <p>『○問い合わせ等の際し、電話・FAX 番号やメールアドレスを明記したり、インターネット画面への入力など、視覚障害者や聴覚障害者のいずれとも対応できるようにする。』</p> <p>(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)</p> <p>『○資格試験を受験する際、会議、セミナー、研修等、受付及び会場内の案内・説明等は、点字・拡大文字・ルビ付与、分かりやすい表現への置き換え、手話、筆談など障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を可能な範囲で用意して対応する。』</p> <p>『スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。』</p> <p>(2) 合理的配慮の具体例が少なすぎて全ての障害者を網羅していない。具体的令については随時更新していくべき。</p>	<p>載の具体例はあくまで例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、基本方針第2の3(1)イの記述にあるとおり、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供することとしています。</p>
---	---